

第21期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

従業員の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

株式会社日本動物高度医療センター

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------------|-------------|
| 動物医療関連事業 | 328 (35) 名 | 34名増 (10名増) |
| 合計 | 328 (35) 名 | 34名増 (10名増) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて34名増加したのは、主に診療部門の新卒採用の増加、企業の成長に伴い管理部門強化のための従業員を採用したことによるものであります。
3. 当社のグループは動物医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 251 (14) 名 | 21名増 (4名増) | 34.7歳 | 5年2ヶ月 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて21名増加したのは、主に診療部門の新卒採用の増加、企業の成長に伴い管理部門強化のための従業員を採用したことによるものであります。
3. 当社は、動物医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行 | 3,552,362千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 700,991千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 286,465千円 |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行 | 221,732千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 178,732千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 87,465千円 |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行 | 87,465千円 |
| 横 浜 信 用 金 庫 | 43,732千円 |

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

| | |
|--------------|-----------|
| 株式会社横浜銀行 | 830,919千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 524,791千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 87,465千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 43,732千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 43,732千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 87,465千円 |
| 株式会社千葉銀行 | 87,465千円 |
| 横浜信用金庫 | 43,732千円 |

株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,391,000株 |
| ③ 株主数 | 6,787名 |
| ④ 大株主 | |

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|---|-------------|---------------|
| K C P エ ク イ テ ィ ア シ ス ト 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 1,600,000 | 11.74 |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) | 1,005,800 | 7.38 |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口) | 699,300 | 5.13 |
| 風 越 建 設 株 式 会 社 | 600,000 | 4.40 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 572,600 | 4.20 |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 467,610 | 3.43 |
| 平 尾 秀 博 | 450,500 | 3.31 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 432,000 | 3.17 |
| サ ン リ ッ サ ー ビ ス 株 式 会 社 | 345,000 | 2.53 |
| 小 沼 滋 紀 | 342,200 | 2.51 |

- (注) 1. 持株比率は自己株式(767,240株)を控除して計算しております。
2. 2025年12月17日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
3. 上記の発行済株式より除く自己株式には、「株式給付信託(J-ESOP)」導入に伴い、株式会社日本コストディ銀行(信託E口)が所有する699,300株は含まれておりません。
4. 2026年4月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ピルグリム・パートナーズ・アジア・ピーティーイー・エルティエディーが2026年4月10日現在で985,100株(株券等保有割合6.85%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

5. 2026年5月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2026年4月30日現在で786,100株（株券等保有割合5.46%）の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
 6. 前事業年度末において主要株主であったMSIP CLIENT SECURITIESは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|---------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28,920千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,920千円 |

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「企業行動規範」を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たり、内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に処理し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 「内部監査規程」を制定し、内部監査室長は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。
- ハ. 「緊急事態対応規程」を制定し、緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止める体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能と、その意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。
- ロ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、経営会議にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社において、当社の経営方針に従った適正な業務運営が行われるよう、子会社の役員に、当社取締役又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社への指導・支援を実施する。
- ロ. 子会社の取締役は、当該子会社の経営に当たって法令及び定款を遵守するとともに、損失危機管理体制、効率的な業務執行体制を確立させる。また、子会社の取締役等を定期的に当社の会議に参加させ、重要事項に関して当社へ適切に報告を行わせる。

- ハ. 子会社の役員及び使用人は企業集団に影響を及ぼす事態が発生した場合、又はその懸念がある場合は、当社監査等委員会に報告を行うものとし、当社及び当該子会社は監査等委員会に報告したことを理由として報告者を不利益に扱わない。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会補助者として適切な者を任命し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ロ. 監査等委員会補助者の独立性を担保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の意見を尊重し、決定する。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、監査等委員会に直ちに報告するものとする。
- ロ. 監査等委員である取締役は取締役会及び、経営会議等重要な会議の審議事項及び業務執行状況等の報告を受ける。
- ハ. 監査等委員である取締役は主要な稟議書その他社内的重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人にその説明を求めることができる。
- ニ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催するほか、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。
- ホ. 当社は、監査等委員会に報告したことを理由に報告者を不利益に取り扱わない。
- ⑧ 監査費用の前払い及び償還に関する方針
- 監査等委員会がその職務の執行について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払い及び弁済を行う。
- イ. 費用の前払の請求
- ロ. 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ハ. 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ロ. 監査等委員会が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査等委員会は各部署に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- ハ. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行いました。

- ① 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることに対する取組みの状況
 - イ. 取締役会を17回開催しました。取締役（監査等委員である取締役を除く）の取締役会への出席率は100%でした。
 - ロ. 経営会議を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しました。
 - ハ. 当社の取締役がグループ会社の取締役に就任し、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。
- ② コンプライアンスに関する取組みの状況
 - イ. 経営会議においてコンプライアンスに係る課題の洗い出しを行い、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、継続的に改善しました。
 - ロ. 「内部通報規程」の定めに従い、社内外に相談窓口を設置しております。
- ③ リスク管理に関する取組みの状況
 - イ. 「リスク管理規程」の定めに従い、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために経営会議にて各種リスクの洗い出しを行い、取締役会に報告を行いました。
 - ロ. 安全衛生委員会を毎月開催し、職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し、実施しました。
- ④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況
 - イ. 監査等委員会を12回開催しました。監査等委員である取締役の出席率は100%でした。
 - ロ. 常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。
 - ハ. コンプライアンスや内部統制の整備状況については、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行い、監査の実効性を確保しました。
 - ニ. 監査等委員である取締役は、代表取締役及び会計監査人と、監査に必要な意見交換会を実施しました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 2025年4月1日残高 | 801,600 | 720,405 | 3,179,791 | △ 553,270 | 4,148,527 | 4,148,527 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △100,816 | | △100,816 | △100,816 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 833,428 | | 833,428 | 833,428 |
| 自己株式の取得 | | | | △38 | △38 | △38 |
| 自己株式の処分 | | | | 274 | 274 | 274 |
| 連結会計年度中の変動額 合計 | | | 732,612 | 236 | 732,849 | 732,849 |
| 2026年3月31日残高 | 801,600 | 720,405 | 3,912,404 | △553,034 | 4,881,376 | 4,881,376 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社キャミック

テルコム株式会社

② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品及び製品、原材料・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・6年～39年

車両運搬具・・・2年～6年

工具、器具及び備品・・・2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、商標権については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）に基づいております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ハ. 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは、動物医療関連事業の単一セグメントであります。当社グループ事業から生じる主な収益を以下のとおり認識しております。
- イ. 二次診療サービス 診療行為という一連の履行義務であるため、一定期間で収益を認識することとなりますが、診療行為が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日の全ての診療行為が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し診療当日に収益を認識しております。
 - ロ. 画像診断サービス 画像診断の提供という履行義務であるため、画像診断の提供が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日の全ての画像診断の提供が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し当日に収益を認識しております。
 - ハ. 動物用医療機器・健康管理機器（在宅ケア）のレンタル・販売
 - ・動物用医療機器・健康管理機器（在宅ケア）のレンタルサービス
顧客との契約に基づいて動物用医療機器及び健康管理機器のレンタルサービスを提供する履行義務であるため、サービス提供期間を通じて履行義務を充足する取引であることから、当該期間に応じて収益を認識しております。
 - ・動物用医療機器・健康管理機器（在宅ケア）の販売サービス
顧客との契約に基づいて動物用医療機器及び健康管理機器を引き渡す履行義務であるため、動物用医療機器及び健康管理機器を顧客に引き渡した時点で商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり、均等償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
譲渡制限付株式報酬制度 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。これに係る会計処理については、経済産業省が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』のうち「役員等に現物出資型により事前発行型の「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理」に従っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は353千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれん及び商標権の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一千円、のれん 122,219千円、商標権 261,278千円

(当連結会計年度において減損損失は計上していませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクを鑑みて開示項目として識別しています。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

M & Aによって子会社を取得した際に発生したものです。

当社グループは、のれん及び商標権が帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれん及び商標権について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、のれん及び商標権を含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

のれん及び商標権の評価における重要な見積りは、連結子会社の取締役会等が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローであり、売上高及び営業利益の将来予測に基づいております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失を認識する可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2024年2月15日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、2024年3月より導入しております。

①取引の概要

本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度や勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において274,412千円、699,300株であります。

5. 未適用の会計基準等

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採用するのではなく、主要な定めのみを採用入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

| | |
|-----------|--------------------|
| 建物及び構築物 | 1,933,598千円 |
| <u>土地</u> | <u>4,010,478千円</u> |
| 計 | 5,944,076千円 |

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額6,259,750千円）を設定しております。

② 担保に係る債務

| | |
|---------------|--------------------|
| 短期借入金 | 2,038,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 608,003千円 |
| <u>長期借入金</u> | <u>2,410,335千円</u> |
| 計 | 5,056,338千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,678,008千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)2. | 2,878,200 | 11,512,800 | － | 14,391,000 |
| 合計 | 2,878,200 | 11,512,800 | － | 14,391,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)3. 4. 5. | 293,442 | 1,173,398 | 300 | 1,466,540 |
| 合計 | 293,442 | 1,173,398 | 300 | 1,466,540 |

- (注) 1. 当社は、2025年12月17日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
 2. 発行済株式の増加は、株式分割による増加11,512,800株によるものであります。
 3. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する自己株式が699,300株含まれております。
 4. 自己株式の数の増加は、株式分割による増加1,173,368株、単元未満株式の買取りによる増加30株 (株式分割後30株) によるものであります。
 5. 自己株式の数の減少は、株式給付規程に基づく「株式給付信託 (J-ESOP)」が保有する株式の給付300株 (株式分割前100株、株式分割後200株) によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2025年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 100,816 | 37.00 | 2025年 3月31日 | 2025年 6月11日 |

- (注) 1. 上記の配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式に対する配当金5,180千円を含んでおりません。
 2. 当社は、2025年12月17日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2026年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 163,485 | 12.00 | 2026年 3月31日 | 2026年 6月10日 |

- (注) 上記の配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式に対する配当金8,391千円を含んでおります。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数
 該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、適切に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、極力現金取引あるいは信用力のあるクレジット会社経由の取引とすることにより、リスクの低減を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 | 価 | 差 | 額 |
|----------|------------|---|-----------|---|---------|
| 長期借入金(＊) | 3,120,946 | | 3,083,889 | | △37,057 |
| 負債計 | 3,120,946 | | 3,083,889 | | △37,057 |

(＊)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,592,885 | - | - | - |
| 売掛金及び契約資産 | 367,284 | - | - | - |
| 合計 | 1,960,170 | - | - | - |

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 2,038,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 644,099 | 479,142 | 375,144 | 289,728 | 273,678 | 1,059,155 |
| 合計 | 2,682,099 | 479,142 | 375,144 | 289,728 | 273,678 | 1,059,155 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 3,083,889 | — | 3,083,889 |
| 負債計 | — | 3,083,889 | — | 3,083,889 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) | |
|------------------------------------|--|---------|
| | 売上高 (千円) | 構成比 (%) |
| 二次診療サービス | 4,514,672 | 72.9 |
| 画像診断サービス | 647,923 | 10.5 |
| 動物用医療機器・健康管理機器 (在宅ケア) のレンタル・販売サービス | 1,017,827 | 16.4 |
| その他 | 12,044 | 0.2 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,192,468 | 100.0 |
| 外部顧客への売上高 | 6,192,468 | 100.0 |

(注) グループ間の取引については相殺消去しております。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 377円68銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 64円48銭

- (注) 1. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は1,466,923株であり、このうち「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期中平均株式数は699,713株であります。
2. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は1,466,540株であり、このうち「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期末株式数は699,300株であります。
3. 当社は、2025年12月17日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 1,100,703 | 流 動 負 債 | 3,330,131 |
| 現金及び預金 | 774,452 | 買掛金 | 61,647 |
| 売掛金及び契約資産 | 223,099 | 短期借入金 | 2,038,000 |
| 商品 | 59,994 | 1年内返済予定の長期借入金 | 608,003 |
| 貯蔵品 | 433 | 未払金 | 159,666 |
| 前払費用 | 40,794 | 未払費用 | 50,951 |
| その他 | 6,957 | 未払法人税等 | 168,269 |
| 貸倒引当金 | △5,028 | 未払消費税等 | 81,295 |
| 固 定 資 産 | 8,928,389 | 預り金 | 12,504 |
| 有形固定資産 | 7,477,603 | 賞与引当金 | 137,488 |
| 建物 | 1,877,230 | その他 | 12,304 |
| 構築物 | 56,367 | 固 定 負 債 | 2,526,166 |
| 車両運搬具 | 424 | 長期借入金 | 2,410,335 |
| 工具、器具及び備品 | 1,234,297 | 株式給付引当金 | 64,580 |
| 土地 | 4,309,283 | 退職給付引当金 | 51,250 |
| 無形固定資産 | 146,005 | 負 債 合 計 | 5,856,298 |
| ソフトウェア | 11,020 | (純 資 産 の 部) | |
| ソフトウェア仮勘定 | 128,258 | 株 主 資 本 | 4,172,795 |
| その他 | 6,725 | 資本金 | 801,600 |
| 投資その他の資産 | 1,304,781 | 資本剰余金 | 720,405 |
| 関係会社株式 | 921,543 | 資本準備金 | 701,600 |
| 長期前払費用 | 36,309 | その他資本剰余金 | 18,804 |
| 繰延税金資産 | 132,852 | 利 益 剰 余 金 | 3,203,823 |
| その他 | 214,075 | その他利益剰余金 | 3,203,823 |
| 資 産 合 計 | 10,029,093 | 固定資産圧縮積立金 | 5,055 |
| | | 繰越利益剰余金 | 3,198,767 |
| | | 自 己 株 式 | △553,034 |
| | | 純 資 産 合 計 | 4,172,795 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 10,029,093 |

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 4,526,717 |
| 売上原価 | 2,592,427 |
| 売上総利益 | 1,934,289 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,073,802 |
| 営業利益 | 860,486 |
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 286,000 |
| 受取家賃 | 14,290 |
| その他 | 14,849 |
| 合計 | 315,140 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 35,436 |
| 資金調達費用 | 3,799 |
| 固定資産除却損 | 3,637 |
| その他 | 1,607 |
| 合計 | 44,481 |
| 経常利益 | 1,131,146 |
| 税引前当期純利益 | 1,131,146 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 242,477 |
| 法人税等調整額 | △26,582 |
| 当期純利益 | 915,251 |

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | 純資産合計 |
|------------------|---------|---------|----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | |
| | | | | | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 2025年4月1日 残高 | 801,600 | 701,600 | 18,804 | 720,405 | 5,623 | 2,383,765 | 2,389,388 | △ 553,270 | 3,358,123 | 3,358,123 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 100,816 | △ 100,816 | | △ 100,816 | △ 100,816 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | △ 567 | 567 | - | | - | - |
| 当期純利益 | | | | | | 915,251 | 915,251 | | 915,251 | 915,251 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △ 38 | △ 38 | △ 38 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 274 | 274 | 274 |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | | △ 567 | 815,002 | 814,435 | 236 | 814,671 | 814,671 |
| 2026年3月31日 残高 | 801,600 | 701,600 | 18,804 | 720,405 | 5,055 | 3,198,767 | 3,203,823 | △ 553,034 | 4,172,795 | 4,172,795 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 総平均法による原価法

② 棚卸資産

商 品・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……6年～39年

構築物……10年～30年

車両運搬具……5年

工具、器具及び備品……3年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、動物医療関連事業の単一セグメントであります。当社事業から生じる主な収益を以下のとおり認識しております。

二次診療サービス

診療行為という一連の履行義務であるため、一定期間で収益を認識することとなりますが、診療行為が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日の全ての診療行為が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し診療当日に収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。これに係る会計処理については、経済産業省が公表した「『攻めの経営』を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－」のうち「役員等に現物出資型により事前発行型の「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理」に従っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「受取配当金」は0千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損 一千円、関係会社株式 921,543千円

（なお、当該計上額の内訳として、以下の関係会社株式に関し、当事業年度において関係会社株式評価損は計上していませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しています。）

関係会社株式 テルコム株式会社 921,203千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該関係会社株式の評価に当たっては、実質価額が著しく低下したときに減損処理を行いますが、回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

株式給付信託 (J-ESOP)

株式給付信託 (J-ESOP) に関する注記は、連結注記表の「4.追加情報に関する注記 株式給付信託 (J-ESOP)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

| | |
|-----|-------------|
| 建物 | 1,877,230千円 |
| 構築物 | 56,367千円 |
| 土地 | 4,010,478千円 |
| 計 | 5,944,076千円 |

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権 (極度額6,259,750千円) を設定しております。

② 担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 短期借入金 | 2,038,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 608,003千円 |
| 長期借入金 | 2,410,335千円 |
| 計 | 5,056,338千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,650,768千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社キャミック 102,608千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

| | |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 696千円 |
| 短期金銭債務 | 5,016千円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|-----------------|-----------|
| 営業取引の取引高 | 42,307千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 289,600千円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株数に関する事項

| | 当事業年度 期首株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式(注) 2. 3. 4. | 293,442 | 1,173,398 | 300 | 1,466,540 |
| 合計 | 293,442 | 1,173,398 | 300 | 1,466,540 |

- (注) 1. 当社は、2025年12月17日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
2. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する自己株式が699,300株含まれております。
3. 自己株式の数の増加は、株式分割による増加1,173,368株、単元未満株式の買取りによる増加30株 (株式分割後30株) によるものであります。
4. 自己株式の数の減少は、株式給付規程に基づく「株式給付信託 (J-ESOP)」が保有する株式の給付300株 (株式分割前100株、株式分割後200株) によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生時の主な原因別の内訳

| | |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 12,442千円 |
| 未払事業所税 | 1,616千円 |
| 貸倒引当金 | 1,568千円 |
| 賞与引当金 | 42,896千円 |
| 未払費用 | 7,776千円 |
| 退職給付引当金 | 15,990千円 |
| 株式給付引当金 | 20,149千円 |
| 前払費用 | 19,391千円 |
| その他 | 13,313千円 |
| 繰延税金資産小計 | 135,145千円 |
| 評価性引当額 | －千円 |
| 繰延税金資産合計 | 135,145千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | △2,292千円 |
| 繰延税金負債合計 | △2,292千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 132,852千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 30.31% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.13% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △7.66% |
| 住民税均等割 | 0.50% |
| 特別税額控除（賃上げ促進税制） | △4.03% |
| その他 | △0.16% |
| 税効果会計後の法人税等の負担率 | 19.09% |

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---------------|---------------------|-------------------------|-------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | 株式会社 キャミック | 所有 直接 100.0% | 読影業務委託 債務保証 役員の兼任 | 債務保証 (注) | 102,608 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社キャミックの金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 322円86銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 70円81銭

(注) 1. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は1,466,923株であり、このうち「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期中平均株式数は699,713株であります。

2. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は1,466,540株であり、このうち「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期末株式数は699,300株であります。

3. 当社は、2025年12月17日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 圭一

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社日本動物高度医療センター 監査等委員会

監査等委員 坪川 郁子 ㊟
(常勤)

監査等委員 吉島 彰宏 ㊟

監査等委員 長谷川 輝夫 ㊟

監査等委員 小林 利明 ㊟

(注) 監査等委員坪川郁子、吉島彰宏及び小林利明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上